

東近江市告示第109号

東近江市障害児者日常生活用具給付事業実施要綱（平成20年東近江市告示第295号）の一部を次のように改正する。

東近江市長 小 椋 正 清

別表在宅療養等支援用具の部電気式たん吸引器の項中「（児童においては原則として学齢期以上の者）」を削り、「淡」を「たん」に改め、同項の次に次のように加える。

正弦波 インバーター 発電機	医療保険における在宅酸素療法を行う者又は人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用している者	ガスリン、ガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、介助者が容易に使用し得るもの	5年	120,000 円	必要と認められる者の確認については、医師診断書の提出により行う（身体障害者手帳の診断書又は日常生活用具の給付歴で医療機器の使用が確認できる場合は、医師の診断書は不要）。正弦波インバーター発電機、ポータブル電源（蓄電池）、DC/AC インバーター（カーインバーター）、人工呼吸器用外部バッテリーの給付はいずれか1品目とする。
ポータ	医療保険における	蓄電機能を有	5年	100,000	

ブル電 源（蓄 電池）	在宅酸素療法を行 う者又は人工呼吸 器若しくは電気式 たん吸引器を使用 している者	する正弦波交 流出力の電源 装置で、介助 者が容易に使 用し得るもの		円	
DC/AC インバ ーター （カー インバ ーター ー）	医療保険における 在宅酸素療法を行 う者又は人工呼吸 器若しくは電気式 たん吸引器を使用 している者	自家用車バッ テリー等の直 流電源（DC） を正弦波交流 電源（AC）に 変換する装置 で、介助者が 容易に使用し 得るもの	5年	30,000 円	
人工呼 吸器用 外部バ ッテリ ー	医療保険における 在宅酸素療法を行 う者又は人工呼吸 器若しくは電気式 たん吸引器を使用 している者	居宅で使用す る人工呼吸器 （メーカー純 正バッテリー に限る。）に 接続すること で、人工呼吸 器の稼働が可 能な電力を供 給できる装置 で、介助者が 容易に使用し 得るもの	5年	100,000 円	
足踏 式・手 動式た ん吸引 器	呼吸器機能障害3 級以上若しくは同 程度の身体障害児 者であって、常時 本用具が必要と認 められる障害児者	足踏み式又は 手動ポンプで 加圧し、吸引 するもの。 ただし、本用 具は医療機器	5年	12,000 円	必要と認められ る者の確認につ いては、医師診 断書の提出によ り行う（常時吸 吸引が必要であ

	又は難病患者等でその疾患が起因となり呼吸器機能に障害がある者（一時的な治療又は予防のために必要な場合を除く。）	であり、吸引力が機器により異なるため、医師に身体状況に応じた機器選定の指導助言を得て、デモ機等で実際にたんを吸引できるか確認した上で決定するものとする。			り、障害との因果関係として気管切開、遷延性意識障害、人工喉頭使用者、重度脳血管障害で嚥下機能障害重篤等が記載されていることが必要）。原則として、消耗品は含めない。ただし、マスク、ホース等で特殊な形状等が必要な場合は認める。電気式たん吸引器と併せた給付は可とする。
--	---	--	--	--	---

別表情報・意思疎通支援用具の部情報・通信支援用具の項を次のように改める。

情報・通信支援用具	上肢機能障害2級以上又は視覚障害3級以上の障害児者（給付を受ける機器等を利用しなければパーソナルコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンの操作が困難なもの）（児童においては原則として学	障害特性に応じて必要となる障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器又はアプリケーションソフト等であって、障害者等が容易に使用し得るもの	5年	100,000円	
-----------	---	--	----	----------	--

	年齢以上の者)				
--	---------	--	--	--	--

別表情報・意思疎通支援用具の部視覚障害者用ポータブルレコーダー（録音再生機、再生専用機）の項中「経過措置として、当面の間、テープレコーダーを希望する場合は認めるが、できるだけスピード調整機能が付いたものが望ましい。基準額は23,000円。ただし、耐用年数内にポータブルレコーダーと重複給付は認めない。」を削り、同部視覚障害者用活字文書読上げ装置の項中「スピーチオ、テルミー。ただし、音声読書機に拡大読書器の機能がある製品を給付されている場合は、拡大読書器の耐用年数内において本用具の給付は不可とする。」を削り、同部視覚障害者用拡大読書器の項を次のように改める。

視覚障害者用拡大読書器	視覚障害を有し、本装置により文字等を読むことが可能になる障害児者。なお、視野障害だけであっても特に必要と認められた場合は対象とする。（児童においては原則として学齢児以上の者）（当該用具を使用することができ、かつ、当該用具使用による有益性が確認できた者に限る。）（音声読書器の場合は視覚障害2級以上に限る。）	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者等が容易に使用し得るもの	8年	198,000円	
暗所視支援眼鏡	視覚障害を有し、本装置により暗所での視界や広い視野を確保できる障	高感度カメラで捉えた微光を増幅させる機能を有し、	8年	395,000円	必要と認められる者の確認については、医師診断書の提出によ

	害児者（児童においては原則として学齢児以上の者） （当該用具を使用することができ、かつ、当該用具使用による有益性が確認できた者に限る。）	眼鏡のディスプレイに鮮明な画像として投射できるので、視覚障害者が容易に使用し得るもの		り行う（夜盲又は視野狭窄の症状があると記載されていることが必要）。
--	---	--	--	-----------------------------------

別表情報・意思疎通支援用具の部聴覚障害者用情報受信装置の項中「アイドラゴンⅢ。経過措置として、当面の間、文字放送デコーダを希望する場合は認める。基準額は80,000円。ただし、耐用年数内にアイドラゴンⅢ等の本用具と重複給付は認めない。」を削り、同表排泄管理支援用具の部ストマ装具、紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品）の項中「面」を「綿」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。